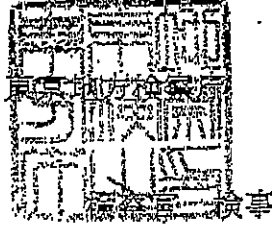


共謀の成立時期及び内容について

平成25年11月19日

2

東京地方裁判所刑事第18部 御中



森田 邦郎 (Seal)

検察官 検事

上保 由穂 (Seal)

検察官 検事

又富木 大輔 (Seal)

被告人石元太一に対する建造物侵入，傷害致死，凶器準備集合被告事件について，平成25年6月6日付け検察官作成の証明予定事実記載書2の第2及び同月19日付け検察官作成の釈明書を訂正し，共謀の成立時期及び内容に関し，下記のとおり主張・立証する。

記

共謀の成立時期及び内容について

成立時期については，平成24年9月2日午前1時27分頃， がフラワー店内にいるかもしれないとの情報を入手した被告人が，その旨を共犯者百井茂（以下「百井」という。）に伝え，フラワー店内に偵察要員を差し向けさせるなどして，自己の犯罪として襲撃準備を始めさせた時点をもって，少なくとも被告人と百井との間での凶器準備集合，建造物侵入及び暴行の共謀の成立を主張するものである（共謀形態は，共謀共同正犯）。

その後、被告人は、百井を介して、共犯者見立真一（以下「見立」という。）及び共犯者岡崎修一らと順次共謀を遂げた。

被告人及び見立ら共犯者は、同日午前3時40分頃までに、共犯者間の役割分担を決めたが、被告人の役割は、被告人らが[REDACTED]かもしれないと考えていた人物を直接襲撃することではなく、その人物及びその周辺の情報を収集することなどとされた。

被告人の同日午前3時37分頃のフラワー従業員への電話は、上記役割分担に基づき、見立ら襲撃実行犯らの行動を誘導するために、情報収集の目的でなされたものである。

なお、被告人は、同日午前3時42分頃に、ロア六本木共同ビル東側路上から立ち去ったが、自己の犯罪として、フラワー店内にいる[REDACTED]と考えていた人物に暴行を加える意思を維持していた。

以 上